

議案第99号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和元年6月5日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
A第834号線	119 68	4 00	さいたま市桜区大字 神田字谷中706番 8地先	さいたま市桜区大字 神田字谷中707番 6地先	
C第305号線	52 71	4 00	さいたま市桜区南元 宿二丁目421番4 地先	さいたま市桜区南元 宿二丁目421番7 地先	
G第572号線	60 46	4 00	さいたま市浦和区上 木崎五丁目331番 5地先	さいたま市浦和区上 木崎五丁目328番 1地先	
J第488号線	44 17	4 30	さいたま市浦和区瀬 ヶ崎四丁目394番 20地先	さいたま市浦和区瀬 ヶ崎四丁目395番 6地先	
K第500号線	113 85	4 50	さいたま市南区大字 大谷口字細野668 番7地先	さいたま市南区大字 大谷口字細野668 番17地先	
M第734号線	111 68	4 00 ～ 4 40	さいたま市緑区大字 大間木字附島165 8番3地先	さいたま市緑区大字 大間木字附島165 5番4地先	
12894号線	64 95	4 00	さいたま市見沼区大 和田町一丁目608 番1地先	さいたま市見沼区大 和田町一丁目608 番10地先	
22586号線	81 06	4 00	さいたま市大宮区堀 の内町一丁目31番 8地先	さいたま市大宮区堀 の内町一丁目28番 1地先	
22587号線	142 52	4 00	さいたま市見沼区大 字中川字天神629 番11地先	さいたま市見沼区大 字中川字天神638 番2地先	
22588号線	95 30	4 00	さいたま市見沼区大 字新堤字東87番2 地先	さいたま市見沼区大 字新堤字東88番1 0地先	
32925号線	93 23	4 50	さいたま市北区奈良 町149番11地先	さいたま市北区奈良 町149番14地先	
32926号線	37 07	4 50	さいたま市北区奈良 町149番21地先	さいたま市北区奈良 町149番32地先	

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
3 2 9 2 7 号線	191 43	6 00	さいたま市西区大字 西遊馬字高木202 1番46地先	さいたま市西区大字 西遊馬字高木202 8番1地先	
3 2 9 2 8 号線	170 03	6 00	さいたま市西区西大 宮三丁目36番11 6地先	さいたま市西区西大 宮三丁目36番25 地先	
3 2 9 2 9 号線	89 30	5 00	さいたま市西区西大 宮三丁目36番63 地先	さいたま市西区西大 宮三丁目36番70 地先	
3 2 9 3 0 号線	62 84	5 00	さいたま市西区西大 宮三丁目36番79 地先	さいたま市西区西大 宮三丁目36番84 地先	
3 2 9 3 1 号線	41 28	5 00	さいたま市西区西大 宮三丁目36番90 地先	さいたま市西区西大 宮三丁目36番93 地先	
3 2 9 3 2 号線	114 98	6 00	さいたま市西区西大 宮三丁目36番22 地先	さいたま市西区西大 宮三丁目36番16 地先	
3 2 9 3 3 号線	57 21	5 00	さいたま市西区西大 宮三丁目36番9地 先	さいたま市西区西大 宮三丁目36番14 地先	